

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年7月1日

【会社名】 株式会社カワタ

【英訳名】 KAWATA MFG.CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白井英徳

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座1丁目15番15号(第一協業ビル)

【電話番号】 06(6531)8211

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門統括 白石 亙

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区阿波座1丁目15番15号(第一協業ビル)

【電話番号】 06(6531)8211

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門統括 白石 亙

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金7円50銭 総額53,137,035円

(2) 効力発生日

平成25年6月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 50,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 50,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

尾崎彰氏、森畑秀則氏、柴孝幸氏、藤坂祐宏氏、荒川慎一氏、高塚雅博氏、白井英徳氏、白石互氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する湯川直人氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては取締役会に一任いたします。また、本総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することとし、これに伴い、現在、在任中の取締役5名及び監査役3名に対し、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたします。なお、贈呈の時期は、取締役及び監査役を退任する時とし、その具体的金額、支給の方法等につきましては、取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査役の協議に一任いたします。

第4号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額の基準を現行の月額から役員賞与を含めた年額に改めるとともに、取締役の報酬額を年額240百万円以内(うち社外取締役分40百万円以内)に、監査役の報酬額を年額60百万円以内に改定いたします。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は含まないものといたします。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策を継続するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	4,717	338		(注) 1	可決 93.31
第2号議案 取締役8名選任の件	4,321	734		(注) 2	可決 85.48
第3号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件 役員退職慰労金制度 廃止に伴う打ち切り 支給の件	4,705	350		(注) 1	可決 93.08
第4号議案 取締役および監査役 の報酬額改定の件	4,301	754		(注) 1	可決 85.08
第5号議案 当社株式の大量取得 行為に関する対応策 (買収防衛策)の継続 の件	4,321	734		(注) 1	可決 85.48

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。